

京都市告示第265号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示する。

平成19年10月30日

京都市長 榊本 頼兼

1 返還する日及び時間

平成19年11月2日 午前11時

2 返還の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

3 返還の対象となる屋外広告物等

平成19年10月26日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において、上記の場所に保管していることを公告した屋外広告物等

(都市計画局都市景観部市街地景観課)